

山口県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案の概要

総 則

1 目的（第1）

考 え 方：公文書等は、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るもの
実施内容：公文書の適切な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図る。

目 的：県政が適正かつ効率的に運営されるようにする。

県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにする。

2 定義（第2）

(1) 実施機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人

(2) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

(3) 歴史公文書

公文書のうち、歴史資料として重要な文書

(4) 特定歴史公文書

歴史公文書のうち、実施機関から知事に移管されたもの

(5) 公文書等

公文書及び特定歴史公文書

公文書の管理

1 作成（第4）

実施機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書等を作成

2 整理（第5）

- 実施機関は、公文書を簿冊にまとめ、分類・名称を付し、保存期間等を設定
- 簿冊等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（知事に移管又は廃棄）を設定

3 保存（第6）

実施機関は、簿冊等について、保存期間満了まで適切に保存

4 簿冊管理簿（第7）

実施機関は、簿冊等の分類、名称等を簿冊管理簿に記載し、公表

5 移管又は廃棄（第8）

- 保存期間が満了した簿冊等は、事前に定めた措置に基づき、知事に移管又は廃棄
- 実施機関は、簿冊等の廃棄前に文書館に意見聴取した上で、廃棄する旨を知事に報告
- 知事は、簿冊等が歴史公文書に該当すると認めるときは、当該簿冊等を廃棄しないよう実施機関に求め、実施機関は当該簿冊の保存期間を延長又は知事に移管

6 電子情報処理組織の利用（第9）

実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため電子情報処理組織の利用に努める。

7 公文書管理指針（第11）

知事は、公文書の管理が適正に行われるよう公文書の管理に関する指針を定め、公表

8 公文書管理規程（第12）

実施機関は、公文書管理指針を参酌して、公文書の管理に関する定めを設け、公表

特定歴史公文書の保存、利用等

1 特定歴史公文書の保存等（第13）

- 特定歴史公文書は、内容等に応じ適切な措置を講じた上で、永久に保存
- 知事は、特定歴史公文書の分類、名称等を記載した目録を作成し、公表

2 特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い（第14）

知事は、特定歴史公文書の利用請求があった場合、利用制限事由（個人情報などが記載されている場合等）に該当する場合を除き、利用させなければならない。

3 利用請求の手續等（第16～第22）

- 知事は、利用請求があった場合は30日以内に利用決定等をし、通知
- 利用の方法は、閲覧又は写しの交付等

4 審査請求（第23～第32）

- 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。
- 審査請求があったときは、知事は山口県公文書管理委員会に諮問

5 特定歴史公文書の廃棄（第35）

特定歴史公文書が歴史資料として重要ではなくなった場合には、廃棄できる。

6 利用等規則（第37）

知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が適切に行われることを確保するため、利用等規則を定め、公表

山口県公文書管理委員会

1 設置（第38）

- 公文書等の管理に関する重要事項についての調査、審議、公文書の管理に関する事項についての建議に関する事務を行わせるため、山口県公文書管理委員会を設置
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 委員会への諮問（第39）

- ・ 条例に基づく規則の制定又は改廃の立案
- ・ 公文書管理指針の制定又は改廃の立案
- ・ 特定歴史公文書の利用請求に係る審査請求
- ・ 特定歴史公文書の廃棄

雑 則

1 研修（第41）

実施機関は、公文書等の管理を適切かつ効率的に行うために研修を実施

2 罰則（第45）

秘密を漏らした公文書管理委員会の委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

1 施行期日（第46）

令和5年4月1日

2 経過措置（第48～第51）

- 条例の施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用
- この条例の施行の際に文書館が保存している簿冊等は、特定歴史公文書とみなす。